

一般社団法人熊本県しろあり対策協会「会則」

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、「一般社団法人熊本県しろあり対策協会」(以下「本県協会」という。

(事務所)

第2条 本県協会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的、事業及び遵守義務

(目的)

第3条 本県協会は、建築物、工作物等に対するしろありによる被害及び腐朽の防止を行い、長期にわたる耐久性と安全性を確保し、あわせて木材消費の節約に資し、国民生活の向上と地球環境の保全に寄与し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本県協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 白蟻の実態調査
2. 白蟻などに関する試験研究
3. 白蟻などの被害対策上必要な事業
4. 会員相互の研究資料などの交換発表
5. 一般に対する啓蒙啓発活動
6. 前号に関する印刷物の刊行
7. その他本県協会の目的を達成するために必要な事項

(遵守義務)

第5条 本県協会は、「公益社団法人日本しろあり対策協会」(以下「日本しろあり対策協会」)が作成した、最新の「白蟻防除施工標準仕様書」を遵守すると共に、白蟻防除施工に対し、環境問題として「熊本の水資源」を守るため、その影響に充分なる注意をし、建物全体の外周土壌処理は行わないものとし、かつ、安全作業へ努めるものとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 本県協会の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員

入会承認後1年を経過し、かつ、労災保険に加入している会員

(2) 準会員

入会を承認されてから1年間を経過しない会員又は労災保険未加入の会員

なお、労災保険未加入たる準会員は、本県協会が主催する役務の無償提供への参加はできないものとする。

(3) 特別会員

本県協会の行う事業などへの参加協力及び貢献をした者（製剤メーカーや機材メーカーを含む）で、総会の議決により認められた会員

(入会)

第7条 入会しようとする者は、別紙「入会規定」に基づき、入会申請書類を、本県協会長へ提出し、理事会の審査を受けるものとする。

2 入会は、総会の議決による承認を必要とする。

3 次の各号の一に該当する者（法人にあっては業務を行う役員を含む）は、会員となる資格（入会資格）を有しない。

一 後見開始又は保佐開始の審判を受けた者又は当該審判の取消があったときから2年を経過していない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は当該刑の執行が終わったときから2年を経過していない者

三 過去2年以内に特定商取引法、消費者保護法等消費者保護関連法規に違反し、かつ、経済産業省から業務停止以上の措置を受けた者

四 本県協会が審査した結果、反社会的行為を行う又は行うおそれがあると認められる者

五 本県協会を除名され、満2年を経過しない者

4 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として、本県協会に対して権利を行使する者1人を「代表者」として定め、本県協会に届け出なければならない。

5 前項の「代表者」は、「しろあり防除施工士登録証」を有した者とする。但し、総会で無資格でもよいと認められた場合は除く。

(年会費)

第8条 会員は、協会運営費及び啓蒙啓発活動費として、年会費12万円を一括又は4期に分けて納入する。

(1) 毎年1月 3万円（定期総会時持参又は月内に会計理事へ振込）

(2) 毎年4月 3万円（月内に会計理事へ振込）

(3) 毎年7月 3万円（月内に会計理事へ振込）

(4) 毎年10月 3万円(月内に会計理事へ振込)

(会員の遵守義務)

第9条 会員は、以下の事項を遵守する義務を有する。

- 1 定款及び本県協会則を遵守し、本県協会の行う全ての行事等への参加、並びに、本県協会の発展に貢献すること
- 2 本県協会の定款及び会則を逸脱することなく、会員相互の信頼関係を築き、本県協会へ協力すること
- 3 信頼される適正な施工及び適正な価格を常に心がけ、行政及び消費者から信頼されるよう努めること
- 4 本県協会会員以外の同業者に対し、本県協会の内部情報を漏らしたり又は提供しないこと

(自主退会)

第10条 会員は、「退会届」を会長に提出して、任意に退会することができる。

(注意勧告処分)

第11条 会員が、本県協会の定款、会則又は総会の決議に違反したときは、理事会の決議をもって、注意処分を行うことができる。

- 2 前項に伴い、当該会員に対し、通知を受けた日より10日以内を期限とする「始末書(顛末書)」の提出を勧告することができる。
- 3 前項の勧告に従わない会員に対しては、第11条の退会勧告処分をすることができる。

(退会勧告処分)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議をもって、退会勧告処分を行うことができる。

- 一 会員としてふさわしくない違反行為等を行ったとき、又は、明らかに異常と思われる価格設定を継続的に行っていると本県協会が判断したとき
 - 二 本県協会の行う諸々の行事や「九州しろあり対策協会」総会への参加依頼等に対し、不参加又は無断欠席を継続したとき
 - 三 本県協会会員以外の同業者等に対し、本県協会の情報を漏らしたり又は提供したとき
 - 四 その他退会勧告処分すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の処分通知を受けた者は、通知後30日以内に、会長に対し、書面により異議の申立てをすることができる。

(除名処分)

第13条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総正会員の過

半数を有する正会員が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、除名することができる。

- 一 特定商取引法、消費者保護法等消費者保護関連法規に違反し、かつ、経済産業省から業務停止以上の措置を受けたとき
 - 二 退会勧告処分を受け、30日経過しても、異議の申立てをしなかったとき
 - 三 本県協会の名誉毀損行為又は本県協会の目的逸脱行為が認められたとき
 - 四 年会費につき、納付期限の30日を経過しても支払いがないとき
 - 五 その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の処分通知を受けた者は、通知後30日以内に、会長に対し、書面により異議の申立てをすることができる。

(会員資格の喪失)

第14条 第10条又は前条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (2) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は、会員である団体が消滅したとき
 - (3) 2年以上年会費を滞納したとき
 - (4) 正会員全員が同意したとき
 - (5) 入会の申請に虚偽又は不正の事実があるとき
 - (6) 第7条3項2号、3号又は4号のいずれかに該当するに至ったとき
 - (7) 転廃業その他の理由で、業務を行わなくなったとき
- 2 本県協会は、前項の事由により会員資格を喪失した会員に対し、速やかに、文書をもって通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、通知後30日以内に、会長に対し、書面により異議の申立てをすることができる。

(推薦者の責任)

第15条 別紙「入会規定」第2条(3)「推薦状」に記名押印した正会員は、推薦した入会申込者が、準会員観察期間中(入会承認後1年間)に第11条乃至前条第1項5号、6号に該当する処分等を受けた場合、連帯して相応の責任を負うものとする。

第4章 総会

(構成)

第16条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(種別)

第17条 総会は、定期総会と臨時総会の2種とする。

(権限)

第18条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第19条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、会長が必要と認めた場合に、臨時総会を随時開催する。

(招集)

第20条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の2週間前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第22条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第23条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第24条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 第1項の規定にかかわらず、次の議決権は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名

- (2) 役員の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理出席)

第25条 代表者が欠席し代理出席の場合は、事前に「理由書」を会長へ提出し許可を得るものとする。

(総会参加義務)

第26条 冠婚葬祭等の正当な理由なく、総会に継続して参加せず又は無断欠席した場合は、第12条第1項2号に該当し、退会勧告処分を受けることがある。

第5章 役員等

(役員の設置)

第27条 本県協会に、次の役員を置く

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、若干名を副会長とする。

(役員の選任)

第28条 理事及び監事は、総会において正会員（団体にあつては代表者）の中から選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令、定款及び会則で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令、定款及び会則で定めるところにより、本県協会を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐して業務を執行する。

3 会長は、前項で定められた事態以外の事態が発生した場合は、理事会の過半数の決議により、その業務を執行する。

(役員の解任)

第30条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、当該役員に対し、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないとき

(2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない非行があったとき
(役員報酬等)

第31条 役員等の報酬については、「役員等報酬規定」に従う。

(相談役及び顧問)

第32条 本県協会に顧問又は相談役を置くことができる。

2 顧問又は相談役は、本県協会の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

3 顧問又は相談役は、会長の推薦により委嘱される。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本県協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本県協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長又は副会長の選定及び解職

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第7章 その他

(慶弔費)

第37条 会員の慶弔費は、以下のとおり定める。

(1) 会員本人(代表者)又はその配偶者の死亡 3万5000円
(香典・献花代含む)

(2) 会員の同居する父母、祖父母又は子供 1万円(香典)

(3) 会員本人(代表者)の結婚祝い等 2万円

(4) その他慶弔費 会長がその都度判断

この会則は、2023年(令和5年)6月14日の臨時総会の承認を得て履行する。